

# 第 51 回日本漢方交流会全国学術総会 東京大会 宿泊プランのご案内

この度の、「第 51 回日本漢方交流会 全国学術集会東京大会」開催に際し、ご参加者様へご宿泊のお手配を(株)近畿日本ツーリスト首都圏横浜支店にてお取り扱いさせていただくこととなりましたので、ここにご案内申し上げます。

皆様のお申込みを心よりお待ちしております。

## 1. ご旅行代金

《1泊朝食付き、サービス料・税金込のお一人様1泊あたりの宿泊代金・大人子ども同額》

宿泊日：11月2日（金）・11月3日（土）

ホテル	お部屋タイプ	ご旅行代金 (お一人様1泊あたり)
<u>ヴィアイン東京大井町</u> 住所：東京都品川区大井 4-3-1 TEL：03-5718-5489 《公共交通機関利用の場合》 ・JR 大井町駅より徒歩約 4 分 ※全室禁煙	シングルルーム	12,500円
<u>チサンホテル浜松町</u> 住所：東京都港区芝浦 1-3-10 TEL：03-3452-6511 《公共交通機関利用の場合》 ・新交通ゆりかもめ日の出駅より徒歩約 7 分 ※禁煙室・喫煙室あり	シングルルーム	13,500円
<u>ホテルサンルート新橋</u> 住所：東京都港区新橋 4-10-2 TEL：03-3578-3610 《公共交通機関利用の場合》 ・JR 新橋駅より徒歩約 5 分 ※禁煙室・喫煙室あり	シングルルーム	16,500円
<u>ホテルメルパルク東京</u> 住所：東京都港区芝公園 2-5-20 TEL：03-3433-7211 《公共交通機関利用の場合》 ・浜松町駅から徒歩約 8 分 ※禁煙室・喫煙室あり	シングルルーム	18,000円

■ 2018年11月2日（金）チェックイン～2018年11月4日（日）チェックアウトまでの2泊をご用意しております。

■ お申込順にて受付致しますので、第一希望・第二希望までご記入ください。  
ご希望のホテルが満室の場合がございます。

■ 旅行代金に含まれるもの：宿泊代金（サービス料・消費税込み）、食事代金（朝食）、東京都宿泊税

■ 客室はすべてバス・トイレ付洋室・シングルルームとなります。

■ 旅行代金に含まれないもの:

個人的性格の費用（飲食代、クリーニング代、電話代など）、任意の旅行傷害保険、その他前述の含まれるもの以外

■ 最少催行人員：1名

■ 添乗員：なし

※「禁煙・喫煙はリクエスト」とあるホテルでは、リクエストとしてお預かり致します。確約はできかねますので予めご了承ください。禁煙については消臭対応となることがあります。

2. お申込み締切日 2018年9月7日（金）17:00 申込書必着 まで

3. お申込みに際してのご注意

◇お申込みは、別添の申込書をご利用の上、必ず FAX にてお申し込みください。

お電話でのお申し込みはお受けしておりませんのでご了承ください。

◇受付期間は2018年6月6日（水）から9月7日（金）まで、先着順となります。

4. お支払方法について

◇9月14日（金）までに旅行代金全額をお振込ください。

<b>申込金・旅行代金振込口座</b> <b>三井住友銀行 ひなぎく支店（普）2890351</b> <b>口座名：株式会社近畿日本ツーリスト首都圏</b>
--

お申込み後、費用明細書等を(株)近畿日本ツーリスト首都圏より送付させていただきますのでご確認のうえ、所定の期日【9月14日（金）】までにお支払いください。

当日チェックインの際に、後日お送りします「宿泊予約確認書」をフロントにてご提示ください。

5. 宿泊プラン日程

往路	出発地（各自で移動）・・・各自にてホテルチェックイン(宿泊)
復路	ホテルを各自にてチェックアウト

6. 旅行条件のご案内

この旅行は、株式会社近畿日本ツーリスト首都圏（以下「当社」といいます）が募集し、実施する募集型企画旅行で、お客様は当社と旅行契約を締結することになります。この旅行に関する旅行条件は以下「国内募集型企画旅行契約書」ならびに当社の「旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）」に準じます。また以下の「国内募集型企画旅行条件書」の基準日は2018年4月1日であり、旅行代金については2018年4月1日現在有効なものとして公示されている運賃、規則を基準として算出されています。

なお、添乗員の同行はございません。お客様に旅行サービスの提供を受ける為の書面（予約券・引換証）等をお送りいたしますので旅行サービスの提供を受けるための手続きは、お客様自身で行ってください。

## 7. 取消料

取消及び変更される場合はお早目にご連絡ください。

ご予約をお取消（契約を解除）された場合、下記の金額を取消用として申し受けます。

- 取消につきましては、お取り消しのご連絡が弊社に到着した時点で有効となります。但し、営業時間外に到着したご連絡につきましては、翌営業日の取り消しとなります。
- すでにお支払いが終了した後の変更・取消による精算は、本大会終了後に行います。大会当日会場でのご返金はできかねますので、あらかじめご了承ください。
- お客様のご都合で予約を取り消される場合、以下の取消料を差し引き、送金させていただきます。

### ■ 宿泊プランに関する取消料（募集型企画旅行）

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目（日帰り旅行にあつては10日目）から8日目までの取消	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目から前々日までの取消	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日当日（旅行開始前）	旅行代金の50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

## 《お問合せ / 申込書送付先》

受託販売 株式会社近畿日本ツーリストコーポレートビジネス トラベルサービスセンター東日本

「第51回日本漢方交流会全国学術総会東京大会 宿泊プラン」係

〒160-0023 東京都新宿区西新宿8-14-24 西新宿KFビル3階

TEL：0570-064-205 FAX：03-6730-3230

※ひかり電話・PHSからはご使用いただけません。お持ちの携帯電話よりお問い合わせください。

営業時間：（月）～（金）10:00～17:00 ※土・日・祝日はお休み

※休業日と営業時間外の取消・変更のお申出には対応ができませんので翌営業日の受付となります。

観光町長官登録旅行業1944号 JATA正会員 旅行業公正取引協議会会員 ボンド保証会員



総合旅行業務取扱管理者：小室智恵子・安黒香里

総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引責任者です。このご旅行の契約等に関し、担当者からの説明にご不明な点がございましたら、ご遠慮なく上記の総合旅行業務取扱管理者にご質問ください。

## 《旅行企画 / 実施》

株式会社近畿日本ツーリスト首都圏 横浜支店

観光庁長官登録旅行業第2053号 JATA正会員



### 【個人情報のお取り扱いについて】

今回の旅行の手配に際し、ご登録頂いた皆様の個人情報に関しましては、今回の受付の業務上あるいは各種手配に必要な場合のみの利用とし、株式会社近畿日本ツーリスト首都圏 横浜支店がその他の目的で利用することはございません。

個人情報の管理には万全の体制で臨んでおります。

近畿日本ツーリストグループの個人情報保護への取り組みについては以下のホームページをご覧ください。

●近畿日本ツーリスト個人情報保護方針：<http://www.knt.co.jp/keiki/privacy2.html>

■個人情報管理者：荷見 篤志

承認番号：0440-1805-1009

# ご旅行条件書 (国内旅行)

## ■お申し込み

- 申込書に必要事項を記入の上、ご提出ください。同時に参加申込金を所定の口座にお振込みください。\*申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取扱います。
- 電話等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した日の翌日から起算して3営業日以内に申込書の提出と申込金のお支払いが必要です。申込金のお支払いがない場合、予約がなかったものとして取り扱います。(キャンセルされる場合はご連絡をお願いいたします)
- お申込みの時点において、満室、満席その他の理由で旅行契約の締結が直ちにできない場合、当社はその旨を説明し、お客様の承諾を得て、お客様が「取消待ち」状態でお待ちいただける期限を確認し、予約可能に向けて努力することがあります。(以下「ウエイティング登録」といいます。)その際、「申込書」の提出及び申込金と同額を「預り金」として申し受けます。当社は予約が完了した場合速やかにその旨を通知します。その時点で契約の成立となり、「預り金」を「申込金」として取り扱います。但し、当社がその予約可能通知の前にお客様から「ウエイティング登録」の解除の申出があった場合、又はお待ちいただいた期限までに結果として予約が不可能な場合は当社は「預り金」を全額払戻します。なお、「ウエイティング登録」は予約の完了を保証するものではありません。
- 健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物又は動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込み時に参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちにお申し出ください。)あらためて当社からご案内申し上げますので旅行中に必要となる措置の内容を具体的にお申し出ください。当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面でそれらを申し出ていただくことがあります。
- 当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診断書の提出、コースの一部内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申し込みをお断りし、又は解除させていただくことがあります。なお、お客様さまからの申し出に基づき、当社がお客様さまのために講じた特別な措置に要する費用は原則としてお客様さまの負担とします。
- 15歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同行を条件とします。(但し一部のコースを除きます。)15歳以上20歳未満の方のご参加は、父母又は親権者の同意書が必要です。
- 本旅行は近畿日本ツーリスト株式会社企画・募集し実施する企画旅行で、参加される方は当社と企画旅行契約を結んでいただきます。契約は、当社の承諾と上記申込金の受理をもって成立するものとし、成立日は当社が申込金を受領した日とします。
- 通信契約により旅行契約の締結を希望されるお客様との旅行条件
  - ①当社は、当社が提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます)のカード会員(以下「会員」といいます)より、会員の署名なくして旅行代金の一部(申込金)等のお支払いを受けること(以下「通信契約」といいます)を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱契約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。
  - ②通信契約の申込みの際、会員は申込みをしようとする「企画旅行の名称」「出発日」等に加えて「カード名」「会員番号」「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。
  - ③通信契約は、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を發した時に成立します。ただし当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着したときに成立します。
  - ④通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。
- 当社は、お客様が次の①から④のいずれかに該当したときは、お申込みをお断りすることがあります。
  - ①他の旅行者に迷惑を及ぼし、または団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断するとき。
  - ②お客様が暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、暴力団関係企業又は総会屋その他の反社会勢力であると認められるとき。
  - ③お客様が当社に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為又はこれらに準じる行為を行ったとき。
  - ④お客様が流説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて当社の信用を毀損し若しくは当社の業務を妨害する行為又はこれらに準ずる行為を行ったとき。

## ■旅行代金・追加旅行代金

申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。追加代金とは、①1人部屋追加代金、②延泊による宿泊代金などをいいます。

## ■確定日程表

確定した航空機の便名や宿泊ホテル名などが記載された確定日程表は、ご出発の前日までに交付します。ただし、出発の7日前以降にお申込の場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、交付日以前であってもお問合せいただければ手配状況についてご説明いたします。

## ■旅行契約内容・代金の変更

- 当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与できない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。またその変更に伴い旅行代金を変更することがあります。著しい経済情勢の変動により通常予想される程度を大幅に越えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は旅行代金を変更することがあります。増額の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目にあたる日より前にお知らせします。
- 複数で申し込んだお客様の方が契約を解除したために他のお客様が一人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客様が一人部屋追加代金を申し受けます。

## ■取消料のかかる場合(お客様による旅行契約の解除)

お客様は、下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。

旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰り旅行にあっては10日目)から8日目までの取消	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目から前々日までの取消	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行開始日当日(旅行開始前)	旅行代金の50%
旅行開始後の取消または無連絡不参加の場合	旅行代金全額

- ① 当社の責任とならないローン等の事由によるお取消しの場合も表記取消料をいただきます。
- ② 取消料の対象となる旅行代金とは表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

## ■取消料のかからない場合(お客様による旅行契約の解除)

下記の場合は取消料はいただきません。(一部例示)

- ①旅行契約内容に重要な変更が行われたとき。重要な変更とは「旅程保証」の項1～9に定める事項をいいます。
- ②旅行代金が増額された場合。
- ③当社が確定日程表を表記の日までに交付しない場合。
- ④当社の責に帰すべき事由により、当初の旅行日程通りの実施が不可能となったとき。

## ■当社による旅行契約の解除

次の場合当社は旅行契約を解除することがあります(一部例示)

- ①お客様の数が契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目(日帰り旅行は3日目)に当る日より前に旅行を中止する旨をお客様に通知します。
- ②旅行代金を期日までにお支払いいただけないとき
- ③申込条件の不適合
- ④病気、団体行動への支障その他により旅行の円滑な実施が不可能なとき
- ⑤お客様が■お申し込み(9)①から④のいずれかに該当することが判明したとき

## ■お客様の責任

当社は当社または手配代行者がお客様に損害を与えたときは損害を賠償いたします。お荷物に關係する賠償限度額は1人15万円(ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合はこの限りではありません。)。また次のような場合は原則として責任を負いません、お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

## ■特別補償

当社はお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として1,500万円、入院見舞金として入院日数により2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により1万円～5万円、携行品にかかる損害補償金(15万円を限度)(ただし、一個又は一対に対するの補償限度は10万円)を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われぬ旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われない旨を明示した場合に限り、「当旅行参加中」とはいたしません。

## ■旅程保証

旅行日程に下記に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款(企画旅行契約の部)の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下記に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。変更補償金の算定基礎となる旅行代金とは、表記の旅行代金に追加代金を加えた合計額です。

変更補償金の支払いが必要となる変更	1件あたりの率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
1. 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2. 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
3. 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0	2.0
4. 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5. 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6. 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7. 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更(当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。)	1.0	2.0
8. 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
9. 前各号に掲げる変更のうち契約書のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

## ■お客様の責任

お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。お客様は、旅行開始後、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行先において速やかに当社、当社の手配代行者又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

## ■お客様の交替

お客様は当社が承諾した場合、所定の手数料をお支払いいただくことにより交替することができます。

## ■事故等のお申し出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

## ■個人情報の取扱いについて

イ. 当社およびご旅行をお申込みいただいた受託旅行者(以下「販売店」)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡や運送・宿泊機関等の手配のために利用させていただくほか、当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続きに必要な範囲内において当該機関等に提供いたします。また、旅行先でのお客様のお買物等の便宜のため、お客様のお名前および搭乗される航空便等に係る個人情報や、電子的方法等が免税店等の事業者に提供いたします。お申込みいただく際には、これらの個人情報の提供についてお客様に同意いただくものとします。

ロ. 当社は当社が保有するお客様の個人情報を商品開発や商品案内など販売促進活動、お客様へのご連絡や対応のために、当社グループ企業および販売店と共同利用させていただきます。

当社グループ企業および販売店が共同利用する個人情報は以下のとおりです。

住所、氏名、電話番号、年齢、生年月日、性別、商品購入履歴、メールアドレス  
ハ. 上記のほか、当社の個人情報の取り扱いに関する方針については、当社の店頭またはホームページでご確認ください。

## ■募集型企画旅行契約約款について

この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。当社旅行業約款は、当社ホームページ <http://www.knt.co.jp> からご覧いただけます。当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。この書面は、旅行業法第12条の4による取引条件説明書面になります。また旅行契約が成立した場合は、旅行業法第12条5により交付する契約書面の一部になります。